

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第3回所沢市上下水道事業運営審議会	
開 催 日 時	令和6年7月24日（水） 午前10時00分から11時30分まで	
開 催 場 所	上下水道局庁舎3階 大会議室	
出 席 者 の 氏 名	越阪部 眞、小澤 峰子、金子 修三、北野 大、小西 綾子、 瀬能 幸則、永井 儀男（50音順）	
欠 席 者 の 氏 名	西村 めぐみ	
議 題	（1）第2次所沢市下水道事業経営計画の策定について （2）所沢市水道事業経営計画の改定について （3）第2次市街化調整区域下水道事業受益者負担金額の設定について （4）その他	
会 議 資 料	令和6年度 第3回所沢市上下水道事業運営審議会次第 令和6年度 第3回所沢市上下水道事業運営審議会席次表 資料1 第2次所沢市下水道事業経営計画の策定について 資料2 所沢市水道事業経営計画の改定について 資料3 第2次市街化調整区域（流域第10負担区）下水道整備事業 について	
担 当 部 課 名	上下水道事業管理者	鈴木 哲也
	上下水道局長	仲 正之
	上下水道局次長	根岸 清
	上下水道局下水道維持担当参事	加藤 孝雄
	上下水道局総務課長	中澤 宏和
	上下水道局経営課長	草薨 秀夫
	上下水道局窓口サービス課長	粕谷 明彦
	上下水道局水道建設課長	古澤 祐晴
	上下水道局給水管理課長	坂野 浩明
	上下水道局下水道整備課長	村上 和雄
	上下水道局下水道維持課主査	瀧澤 誠
	（事務局）	
	上下水道局経営課主査	向井 達哉
	上下水道局経営課主査	越阪部 那佳子
	上下水道局経営課主任	水原 史貴
	上下水道局経営課主事	久保 未来音
	上下水道局経営課主事	中村 桃子
	上下水道局経営課主事	清水 美希
	電話 04（2921）1087	

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1. 開会（事務局により進行）</p> <p>2. あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会あいさつ（会長） ・会議資料の確認 ・出席状況の確認・会議の成立の報告 ・諮問書の受け渡し <p>3. 議事の手続き（会長により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴希望者の確認（希望者0名） <p>4. 議事（会長により進行）</p> <p>議事（1）について説明していただきたい。</p>
経営課主任	<p>※資料1に基づき、第2次所沢市下水道事業経営計画の策定について説明。</p> <p>（1）投資財政計画について</p> <p>（2）投資の考え方について</p> <p>（3）財源の考え方について</p> <p>（4）財政シミュレーション</p> <p>（以下、質疑応答）</p>
委員	<p>9ページの人件費について、将来の推計人数は現状維持とするとのことだが、DXを推進するなどの合理化をして職員の人数を減らすということは考えていないのか。</p>
経営課主任	<p>今後、ウォーターPPPなど民間の活力を活かして事業を進めていくことを検討しており、その状況によっては、職員数は減っていくものと考えられる。しかし、現状では検討段階であり正確な数値を算出できず、どこまで実施するかということも決まっていないので現状維持のままの推計としている。</p>
委員	<p>9ページの業務費とは何か。</p>
経営課主任	<p>水道料金・下水道使用料の徴収業務にかかる事業の費用である。</p>
委員	<p>14ページの下水道使用料収入について、水道は口径別で料金が異なるが、下水道は排水量によって使用料が異なるのか。</p>

経営課主任	水道は口径によって基本料金が異なるが、下水道は排水量に対して使用料がかかってくるので、大口使用者であっても小口使用者であっても、基本使用料は変わらないことになっている。
委員	18ページについて、流域下水道維持管理負担金が43円になった場合に令和7年度から赤字になることについて説明していただきたい。
経営課主任	流域下水道維持管理負担金が単価43円になった場合、令和7年度に約3.5億円赤字となる。
委員	10ページについて、流域下水道維持管理負担金の単価が11円あがるというのは約34%の改定率ということでかなりの影響だと思うが、県から根拠立ての資料は示されているのか。
経営課主任	県から具体的な費用の積算について資料は示されているが、あくまでも現状の案であり正式なものではないので、現段階では皆様にお示しが出来ないということをご理解いただきたい。
委員	14ページの財源の考え方について、現段階で、一般会計繰入金・企業債・補助金についても上乘せされるという見込みはあるのか。
経営課長	<p>経営計画の見直しをする際の考え方として、独立採算の原則に基づく計画を作るよう国から求められているので、使用料改定を行う場合は、一般会計に頼らない計画と使用料体系にしようと考えている。</p> <p>また、現状の案として、流域下水道維持管理負担金の単価が約34%上がると示されているが、実際に下水道使用料をそのまま約34%上げることではないので、ご留意いただきたい。</p>
委員	県からの値上げ案について、各市町で共同して値下げについての交渉が出来るような余地はないのか。
経営課長	<p>関係市町から県に対して値上げの根拠となる資料の提示を求めているが、県も令和5年度決算値を精査しているところであり、最終的には値上げの根拠となる数値について県から説明していただくよう引き続き求めていく。</p> <p>(質疑応答はここまで)</p>
会長	続いて、議題(2)について説明していただきたい。
経営課主査	※資料2に基づき、所沢市水道事業経営計画の改定について説明。

	<p>(1) 現状の投資・財政計画</p> <p>(2) 投資・財政計画の更新に影響を与える外的要因</p> <p>(3) 投資・財政シミュレーションの実施</p> <p>(4) 今後の審議</p> <p>(以下、質疑応答)</p>
委員	<p>15ページについて、令和8年4月から県水受水費の単価が76円に値上がりし、令和8年10月に約20%の料金改定を行うと、なぜ令和10年度から赤字になるのか。</p>
経営課主査	<p>約20%の改定率として料金改定を行った場合を計画値に設定すると、一旦、回復するが、維持管理費の増加や水需要の減少などを踏まえると、利益が減少し始め、令和10年には赤字になる見込みである。</p>
委員	<p>料金を約20%上げて赤字になってしまうということで良いか。</p>
経営課主査	<p>お見込みのとおりである。</p> <p>令和8年度は10月から料金の値上げを行ったとすると赤字は回復せず、令和9年度は当初より改定後の料金収入となるが、純利益の回復が少ないため、費用の増加と収益の減少が見込まれる現状の水道事業においては、早い段階で利益が減少し始めることが見込まれる。</p>
経営課長	<p>水道事業は下水道事業と異なり、減価償却費が年々上昇し費用を圧迫し、水道料金に関しても水需要の減少に伴い料金収入が下水道よりも大きく減っていく見込みがあり、今後もその傾向は続いていくものと見込んでいる。そのため、料金改定をしたとしても、県水受水費の単価が上がるか上がらないかに関わらず、右肩下がりに下がっていく。仮に約20%の値上げを行ったとしてもわずかに回復するだけで、減少傾向にのまれてしまう。最終的には約20%以上の改定を見込まなければ、県水受水費の値上げも含めて、回復が出来ないような見込みである。</p>
委員	<p>水道は口径によって値段が異なっており、一般家庭への負担を減らすために大口径の料金を大幅に上げるか、全口径を一律に値上げするかという根本的な考え方について議論をする必要があると考える。</p>
委員	<p>生活水の割合はどれほどか。</p>
経営課主査	<p>具体的な割合はすぐにお示しできないが、当市では一般家庭の水需要が大きくなっており、中口径を使用している中小企業や大企業は割合としては低い。現状では家庭料金の方が給水原価に対して赤字部分が問題である</p>

	<p>と捉えているので、赤字部分を全て解消することは難しいと思うが、赤字部分を改善していくことが今回の料金体系の検討におけるキーポイントになると考えている。</p>
委員	<p>現在の料金体系では20mm口径の一般家庭部分が赤字になっている。料金を上げたとしても構造的な問題で赤字になってしまうため、料金体系が問題であると考えます。</p>
委員	<p>水は生きていくうえで必須となるライフラインであるため、家庭への影響を考える必要がある。上下水道事業だけの問題ではないが、生活困窮者に対する配慮なども考えなければならないと思う。</p>
委員	<p>事業環境としては厳しい状況になってきていると思う。人口減少と水道管の老朽化に伴う更新費用の増加に加えて、県水の値上げで悪い材料ばかりだと思う。実際に県内では人口の多い少ないに関係なく水道の料金を上げてきている。</p> <p>上下水道局としては、値上げをすぐに住民へ転嫁するのではなく、自らの経費削減や効率化を通して、カバーしてそれでも足りない部分を住民に転嫁するような形にしていきたい。</p>
会長	<p>(質疑応答はここまで)</p> <p>続いて、議事(3)について説明していただきたい。</p>
下水道維持課主査	<p>※資料3に基づき、第2次市街化調整区域(流域第10負担区)下水道整備事業について説明。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 用語解説 (2) 受益者負担金制度について (3) 受益者負担金賦課対象地選定基準 (4) 所沢市の受益者負担金制度について (5) 第2次市街化調整区域(流域第10負担区)の受益者負担金の単位負担金額(案)の考え方 (6) 受益者負担金の単位負担額の変遷
委員	<p>(以下、質疑応答)</p> <p>今回対象となる市街化調整区域は既に建物が建っているところ、要するに市街化並みの開発をするところで、今後もその土地に新たに建物を建てることはできるのか。</p>
下水道維持課主査	<p>今回下水道を整備させていただくところは、現状宅地になっているところを主に整備を行う。その他の部分については市街化調整区域なので、都</p>

	<p>市計画法上、許可等が必要になるので、現在建物が建っていないところについては区域から外れている。</p>
<p>委員</p>	<p>現在建物が建っていないところは整備をしないということか。</p>
<p>下水道維持課主査</p>	<p>お見込みのとおりである。</p>
<p>委員</p>	<p>6ページについて、負担率が35.9%から44.4%になったとのことだが、どういうことか。</p>
<p>下水道維持課主査</p>	<p>当初の段階では1㎡あたりの工事費が3,030円という計算だったが、実際に整備が始まり、再度、建設費等の計算をし直したところ、1㎡あたりの建設費が2,250円と下がったため、負担率の割合が35.9%から44.4%に増えた。</p>
<p>委員</p>	<p>受益者負担金の受益者は「著しく利益を受ける方」とあるが一般家庭にあたるのか。</p>
<p>下水道維持課主査</p>	<p>今回については浄化槽を通さずに生放流が出来る家庭のことを受益者と言う。今回整備の対象となるのは、浄化槽を介してうわ水を流している、もしくは、汲み取っている家庭を対象として下水道の本管を整備し、浄化槽を通さずに使ったものをそのまま流せるという利益を受けられることになる。</p>
<p>委員</p>	<p>下水道を整備されることによって土地の価値が上がるのが受益ということか。</p>
<p>下水道維持担当参事</p>	<p>負担金を払った土地について地価が上がるというわけではない。土地の目の前に下水道の本管が入った時点で土地の値段が平米あたり約3%~4%ほど上がるというのは土地家屋調査士等から確認している。下水道が使えるようになった段階で土地の価値は上がる。</p>
<p>委員</p>	<p>次回以降、具体的な案が出てくるのか。</p>
<p>下水道維持担当参事</p>	<p>10月・11月と2回審議をさせていただく中で、今回3つのパターンを紹介させていただいたが、引き続きパターンを提示させていただき、委員の皆様にも審議していただくことになる。</p>
<p>委員</p>	<p>8ページについて、考え方③の負担率が15.83%というのはおかしく思える。国庫補助金等相当額を加味したうえで指数を算出した方が良いと思う。</p>

下水道維持担当参事	<p>今後は国庫補助金等相当額を引いた額で負担率は計算する。</p>
委員	<p>示されたそれぞれの考え方で負担金額にかなりの差があると思う。下げた金額を採用した場合に事業として成り立つのか。</p>
下水道維持担当参事	<p>下げた金額を採用した場合に事業として成り立つのかどうかについても、今後、確認しながら受益者負担金について検討していきたい。</p>
会長	<p>(質疑応答はここまで) 続いて、議事(4)について説明していただきたい。</p>
経営課長	<p>次の第4回審議会の開催は10月24日(木)、第5回審議会の開催は11月21日(木)を予定している。</p>
会長	<p>予定した議事は以上となり、本日の議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しする。</p>
	<p>5. 閉会(事務局により進行)</p>
副会長	<p>閉会挨拶</p>